

長 建 協 発 第 3 1 5 号
平成 2 5 年 1 0 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

技術検定試験の受験資格の見直しに関するパブリックコメントの募集について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施されているものであります。

近年、若手入職者が減少し、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっております。

こういった状況を踏まえ、優秀な若手技術者の確保の観点から、今般、主に高校指定学科卒業者を対象として、技術検定の受験資格等の見直し（案）が国土交通省において作成されました。

つきましては、技術検定の受験資格の見直し（案）について、別添のとおり同省においてパブリックコメントの募集が開始されましたのでお知らせ申し上げます。

☆ お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課技術検定係

TEL 03-5253-8111（内線24744）